

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008年横第60号	
事故等名	貨物船アン メイ漁船第二十一共栄丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年10月30日 02時50分ごろ	
発生場所	茨城県磯崎灯台から真方位100° 31.8海里 (北緯36° 17'、東経141° 15')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月18日 横浜・地方事故調査官が海難報告書及び代理店 や所属漁業協同組合からの提出書類により精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	A 貨物船アン メイ(中国・香港船籍) 88,955トン (9313395) アン メイ マリタイム コーポレーション リミテッド	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B 漁船第二十一共栄丸 19,86トン HK2-19248(漁船登録番号) 個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 中華人民共和国免状 B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A 負傷者 なし B 負傷者 なし	
損傷	A 左舷船尾部擦過傷 B 右舷船首部凹損及び手摺りの曲損と切損	
事故等の経過	A船は、鉄鉱石を和歌山港から鹿島港に運搬中、茨城県ひたちなか市沖合で漂流していたところ、平成20年10月30日02時50分ごろ、航行中のB船が衝突した。衝突の結果、A船の左舷船尾側に擦過傷、B船は、右舷船首に凹損及び手摺りの曲損と切損を生じたが、両船とも航行に支障はなく負傷者もなかった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし B船が周囲の見張りを十分行わずに航行していた可能性があると考えられる。 A船が警告信号を行っていなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、B船が、運転不自由船の形象物と灯火を掲げて漂流していたA船に気付かないまま航行し、また、A船が接近するB船に対し警告信号を行わなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	